

平成28年10月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月11日（火） 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員（22名）

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	15番	大中 弘毅
16番	武下 博俊	17番	藤井 豊志
18番	寺崎 廣喜	19番	永利 昇
20番	柳 文子	21番	永利 春雄
22番	草場 小夜子	23番	久光 悟

5. 会議に欠席した委員（1名）

14番 白水 隆資

6. 会議に出席した事務局職員（4名）

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。なお白水委員より欠席届が出ています。よって、平成28年10月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願い致します。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、10番 ^{たなか ひろし}田中 浩 委員、11番 ^{くまで ひさお}熊手 久雄 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は力武地内の畑1筆です。親子間の贈与でございます。

(図面で場所の説明)

次に番号2は、山隈地内の畑1筆です。こちらも親子間の贈与でございます。

(図面で場所の説明)

次に番号3は、干潟地内の田2筆です。夫婦間の贈与でございます。

(図面で場所の説明)

次に議案書2ページの番号4は、山隈地内の田2筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定によ

る許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件贈与及び売買につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、二森地内の田2筆です。露天の資材置場に転用するために申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、前面道路に上下水道管が埋設されており、また概ね500m以内に複数の医療施設が存在するので第3種農地に該当し原則許可できます。立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

なお、先月開催しました御原地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙

手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は下西鯨坂地区内の田2筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(価格、場所の説明)

譲り受け予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており問題はないものと思われます。

次に、番号2は三沢地区内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしていましたが、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転2件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 つぎに議案第4号 小都市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の 5 ページをお願いします。議案第 4 号小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。

番号 1 は大保地内で農振農用地区内の田 10 筆です。保育園建築のため小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、農振除外後においては第 1 種農地に該当しますが、転用計画が土地収用法第 3 条第 23 号に規定する社会福祉法による社会福祉事業に該当するので例外規定を適用できます。立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

なお、先月開催しました三国地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第 3 分科会をお願いしておりましたが、第 3 分科会長よりご報告をお願いします。

○第 3 分科会長 ご報告いたします。議案第 4 号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について でございますが、事務局からの説明を受け、第 3 分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第 3 分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をおねがいします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 4 号は原案通り承認し市に報告いたします。

○議長 続きまして、議案第 5 号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題と致します。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の 6 ページをお願いします。議案第 5 号 下限面積（別段の面積）の設定について 説明いたします。

この件につきましては先月末開催しました地区会議に於いて説明を致しておりましたが、再度簡単にご説明いたします。

【議案書及び資料により説明する】

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について 第3分科会に於いて事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

（質問、意見なし）

○議長 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

《賛成多数》

○議長 賛成多数でございますので、議案第5号については原案のとおり決定いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

番号1は力武地内の田2筆で転用のための解約です。

次に番号2は福童地内の田2筆で相続による解約です。

次に番号3は乙隈地内の畑1筆で自作するための解約です。

次に8ページの番号4は山隈地内の田2筆で売買のための解約です。

次に番号5は二タ地内の田3筆で借手を変更するための解約です。

届出地の表示及び貸主借主・解約をした日につきましては記載のとおりであり、説明を割愛いたします。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1と番号2は借家建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1

件の報告をいたします。

番号1は集合住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして10月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年10月11日(火) 午後 2時33分閉会